

## 議第 8 号議案

独立行政法人都市再生機構法第 25 条第 4 項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 30 年 6 月 19 日提出

提出者	新座市議会議員	平松	大佑
賛成者	〃	小池	秀夫
	〃	中村	和平
	〃	工藤	薫
	〃	野中	弥生

### 提 案 理 由

独立行政法人都市再生機構法第 25 条第 4 項「家賃の減免」の実施及び居住者合意の「団地別整備方針書」の策定を求めるため、この案を提出する。

## 独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関する意見書

今、公団住宅居住者は、高齢化と収入低下の中で家賃負担の重さに悩み、居住に対し、とても不安を抱えています。

2017年9月に新座団地自治会が行った「第11回団地の生活と住まいアンケート」調査の結果、75歳以上の世帯主は34.8%（60歳以上では74.8%）を占め、年金受給世帯の66.5%のうち年金だけの世帯が40.8%も占めています。世帯収入については、総理府統計局の2016年家計調査・家計収入編の第Ⅰ分位（242万円未満）が48.4%と約半数を占めており、150万円未満という世帯も16.3%あります。第Ⅱ分位（353万円未満）は20.0%で、これらを合計すると68.4%となり、約7割の世帯が第Ⅱ分位以下の世帯になります。年収250万円で家賃6万円としても家賃負担率は28.8%と約3割にもなり、年金だけが頼りの世帯にとっては家賃の負担は大きいこととなります。実際に、家賃の負担感について聞いてみると「たいへん重い」35.6%、「やや重い」42.9%と8割近い世帯が「重い」と訴えています。

独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）は市場家賃を原則としながら、独立行政法人都市再生機構法上、その公共的使命から同法第25条第4項「規定の家賃の支払いが困難な者には減免することができる」としてはいますが、公団住宅居住者の多くが公営住宅収入層であることを政府・都市再生機構とも認めながら実施されておらず、この条項の実施を求めるものです。

また、都市再生機構は団地の統廃合、住戸の削減を目指して、2018年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めています。公団住宅居住者の多くは、団地コミュニティを培い、末永く住み続けたいと願い、前述のアンケートでも新座団地の居住者の75.8%が「公団賃貸住宅に住み続けたい」と表明しています。

よって、政府及び都市再生機構に対し、下記の事項を実施するよう要望します。

### 記

- 1 都市再生機構は、公営住宅収入層に準じる低額所得世帯に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」条項を実施すること。
- 2 都市再生機構は、「団地別整備方針書」の策定に当たっては、新座市を含め自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

国土交通大臣 様

独立行政法人都市再生機構理事長 様